別記様式

記入例

令和　６年　３月○○日

　　川 口 市 長

所 在 地　　　　　△△県××市□□１－１－１

商号又は名称　　　株式会社　○○

代表者職・氏名　　代表取締役　○○ ●●

川口市電力の購入契約に関する環境配慮項目報告書

　「川口市電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準」により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

　なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

前々年度＝令和４年度

環境配慮項目の数値および回答の根拠となる書類

記

１　環境配慮項目の数値及び回答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本項目 | 数値 | 評価点 |
| 1. 前々年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数

（単位：kg-CO2/kWh）　　　　　　　　　　　　※１ | 0.415 | ６０ |
| 1. 前々年度の未利用エネルギーの活用状況

　（単位：％）　　　　　　　　　　　　　　　　　※２ | 活用していない | ０ |
| 1. 前々年度の再生可能エネルギーの導入状況

　（単位：％）　　　　　　　　　　　　　　　　　※３ | 1.5 | ５ |
| 加点項目 | 回答 | 評価点 |
| ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組・地域における再エネの創出・利用の取組　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※４ | 有・無 | ５ |
| 合計 |  | ７０ |
| 備考　※５　低圧供給のみ担当者個人のメールアドレスではなく、なるべく部署の問い合わせメールアドレスを記入してください |

２　問い合わせ先　※６

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 　△△県××市□□１－２－３ |
| 担当部署 | 　○○部△△課××係 |
| 担当者 | 　□□　■■ |
| 電話番号 | 　０００－００００－００００ |
| E-mail | 　ooo@ooo.oo.oo |

※１　１kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前々年度の調整後排出係数をいう。

※２（１）未利用エネルギーの活用状況とは、前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を前々年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値をいう。

**［算定方式］**

**前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)**

**前々年度の未利用エネルギーの活用状況（％）＝　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　× 100**

**前々年度の供給電力量（需要端）(kWh)**

※２（２）未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※２（３）未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

　　　　　①工場の廃熱又は排圧

　　　　　②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第２条第４項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

　　　　　③高炉ガス又は副生ガス

※２（４）前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※２（５）前々年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※３（１）再生可能エネルギーの導入状況は次の算定式によるものとする。

**［算定方式］**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**（①＋②＋③＋④＋⑤）(kWh)**

**前々年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）＝　　　　　　　　　　 　　　　　　　× 100**

**⑥ (kWh)**

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③J－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）

⑥前々年度の供給電力量（需要端(kWh)）

※３（２）再生可能エネルギー電気とは、FIT法第２条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※３（３）前々年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※３（４）前々年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※４　需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用料抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

（具体的な評価内容）

①需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

（例：需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うことなど）

②需給逼迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。

③地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

④発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※５　電力供給に関して特記事項等がある場合記入。

（例）「数値については代替値である」、「低圧供給のみ」など。

※６　問い合わせ先所在地については、登録所在地と事業所が同一の場合省略可。